

「浄化槽行政に関する調査」の結果に基づく勧告に対する改善措置 状況（1回目のフォローアップ）の概要

！ 背景と目的

【勧告先】 環境省 【勧告日】 令和6年2月9日 【回答日】 令和7年8月7日

- ◇ 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域等に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因
- ◇ 生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却を求めるための助言・指導、勧告及び命令を行う制度が導入されたが、十分に活用されていない状況
- ◇ 特定既存単独槽への措置を確実に行之、水質保全や悪臭等の防止を図るため、自治体（12都道府県・22市町村）における特定既存単独槽に対する取組状況等を調査

環境省に対し、以下の事項を勧告

- ① 判定の考え方の見直し、定量的基準の設定（P2）
- ② 判定に、浄化槽法第11条に基づく検査の結果を活用するための措置（P2）
- ③ 保守点検・清掃業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置（P3）
- ④ 維持管理の向上に向けた浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討（P4）

✓ 改善措置

- ① 漏水があることなどをもって特定既存単独槽と判定することと明確化したほか、関係団体等へのヒアリングを踏まえ定量的基準を設定（P2）
- ② 指定検査機関や都道府県等に対し、11条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化（P2）
- ③ マニュアルや事例集を新たに作成して、保守点検・清掃業者から収集する具体的な情報や実際の活用例を示すなど情報収集の仕組みが有効に機能するよう措置（P3）
- ④ 保守点検・清掃の実施率向上に寄与するような浄化槽台帳の実際の活用例、デジタル化に取り組む事例を取りまとめて事例集として公表（P4）

1 11条検査受検単独槽に対する取組状況

制度の概要

- ◇ 浄化槽管理者は、浄化槽法第11条に基づく検査（11条検査）の受検等が義務付けられており、都道府県等は、11条検査の結果等を踏まえ、浄化槽法附則第11条に基づき、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められる単独槽を特定既存単独槽と判定している。
- ◇ 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」においては、特定既存単独槽を判定する際は、「重要項目」又は「その他の項目」に掲げる状態に該当、かつ、「周辺環境への影響」に該当するか否かにより判定することとされている。

当省の意見

- ① 指針の判定の考え方を見直すこと。
 - ・ 漏水状態にある単独槽は、漏水状態にあることをもって特定既存単独槽に判定。また、定量的な判定基準の設定
 - ・ 著しい破損・変形状態にある単独槽は、周辺環境への影響を確認して特定既存単独槽に的確に判定。また、定量的な判定基準の設定
- ② 11条検査結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること。

<調査結果>

自治体が特定既存単独槽に判定していない主な理由としては、

- ・ 「周辺環境への影響」が生じていない。
 - 一方、当該理由から特定既存単独槽に判定していないものの中に、浄化槽本体からの漏水が続き、周辺環境に悪影響を及ぼしているおそれのある事例あり。また、周辺環境への影響の有無を併せて確認することが必要、定量的な基準を設けてほしいとの意見あり
- ・ 判定基準やマニュアルを作成していない。
 - マニュアル等を作成している自治体でも、特定既存単独槽の判定・措置を行った実績なし
- ・ 都道府県等に判定するノウハウがない。
 - 11条検査結果報告書に、特定既存単独槽への該当の有無等を明記することが望ましいとする意見あり

改善措置状況

- ① 指針を改定し、以下の事項を措置（令和7年3月）
 - ・ 漏水が認められる場合や、破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである場合は、特定既存単独槽として判定を行うべきことを明確化
 - ・ 破損又は変形が認められない場合であっても、周辺環境に影響があると考えられる場合は、特定既存単独槽として判定を行うべきことを明確化
 - ・ 関係団体等へのヒアリングを踏まえ、定量化すべきと意見があった事項について定量的な基準を設定したほか、定量化が困難な場合には特定既存単独槽に該当する状況を具体的に明示
- ② 環境省関係浄化槽法施行規則を改正し、指定検査機関や都道府県等に対して、11条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化（令和7年3月）

2 11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況

制度の概要

- ◇ 都道府県等は、浄化槽法第12条の2に基づき、11条検査を受検していない浄化槽管理者に対して、11条検査受検のための助言・指導、勧告、命令の措置を実施しているほか、同法第49条第1項に基づき、浄化槽の設置に関する事項、11条検査の実施状況、保守点検や清掃の実施状況等を記載した浄化槽台帳を作成することとされている。
- ◇ 都道府県等は、浄化槽法第53条第1項に基づき、保守点検・清掃業者に対して、その管理する浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させることができるとされており、保守点検・清掃業者に対し、浄化槽に係る情報提供を求めることができる。

当省の意見

保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、以下の措置を講ずること。

- ① 特定既存単独槽の判定に必要となる浄化槽の状態に係る情報の内容、収集時期、収集方法等を示すこと。
- ② 保守点検・清掃業者から顧客情報の提供に関する理解や協力を得るため、都道府県等における当該情報の利用目的や管理の在り方等を示すこと。
- ③ 都道府県、保守点検・清掃業者等による法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すこと。

<調査結果>

- 11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽の中には、特定既存単独槽と判定され得るものが一定数存在
- 保守点検・清掃業者から浄化槽の状態に係る情報を収集している自治体は僅か
- 保守点検・清掃業者によっては、浄化槽に係る情報（顧客情報）を社外に提供することに抵抗感あり

改善措置状況

- ① 収集する具体的な情報、当該情報の入手先等について「浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル」において例示したほか、「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」においても、収集方法や特定既存単独槽等を抽出し指導等を行った事例などの活用方法を掲載（令和7年3月）
- ② 保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、浄化槽に係る情報を都道府県等に提供できることなどを明確化する通知を都道府県等に発出（令和7年6月）
- ③ 上記の事例集に法定協議会等の活用を前提とした記載を行ったほか、自治体からの個別相談事項への対応などの伴走型の支援を実施

3 浄化槽台帳の整備・活用

制度の概要

- ◇ 環境省は、各都道府県において、保守点検や清掃の実施状況が十分把握されていないことから、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報の積極的な活用による浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃、11条検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であるとしている。
- ◇ 環境省は、都道府県等に対し、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげることを求めている。

当省の意見

維持管理が不十分な浄化槽を的確に把握し、浄化槽管理者に対する指導を徹底する観点から、保守点検・清掃業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、その活用を図るため、

- ① 都道府県等に対し、保守点検・清掃の実施率の向上に寄与するような浄化槽台帳の活用方法等を示すこと。
- ② 保守点検・清掃業者からの情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進めること。

<調査結果>

- 保守点検・清掃業者から保守点検や清掃の実施状況に係る情報収集を実施している自治体は、半数以下であり、維持管理情報を十分に収集できていないほか、電子化も進んでいない状況
- 自治体からは、i) 保守点検・清掃業者から、情報収集への理解や協力が得られない、ii) 収集した情報が紙媒体であることなどから、浄化槽台帳への記載作業に苦慮、iii) 浄化槽台帳の情報をどのように活用すればよいか分からないとの意見あり

改善措置状況

- 都道府県等、指定検査機関、保守点検・清掃業者が連携、協力した保守点検・清掃の実施率向上に寄与するような浄化槽台帳の活用に取り組んでいる事例、維持管理情報や台帳情報のデジタル化に取り組んでいる事例を取りまとめた「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」を公表（令和7年3月）
- 上記の事例集では、i) 保守点検・清掃業者から、情報提供を得るための工夫点、ii) QRコードやシステムにより自治体と保守点検・清掃業者で管理している情報を効率的に突合した方法、iii) 浄化槽台帳などの情報を活用して保守点検・清掃未実施の浄化槽や特定既存単独槽を抽出し、指導等に活用した具体例などを掲載したほか、デジタル化に向けた作業フローや留意点、活用可能な交付金制度、事業者向けの補助金制度等について取りまとめ

浄化槽行政に関する調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1 回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和4年12月～6年2月
- 2 対象機関 調査対象機関：環境省、農林水産省、国土交通省
関連調査等対象機関：都道府県（12）、市町村（22）、関係団体等（29）

【勧告日及び勧告先】 令和6年2月9日 環境省

【回 答 年 月 日】 令和7年8月7日 環境省 ※改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 浄化槽は、郊外地域や山間部を中心に重要な役割を果たしているが、生活雑排水を公共用水域等に直接放流する単独処理浄化槽（以下「単独槽」という。）が今なお浄化槽設置基数全体の約半数（357 万基/753 万基（令和3 年度末））を占め、水質汚濁や悪臭発生の原因とされている。
- これら単独槽のうち、特に、周辺の生活環境の保全等の面で影響のある単独槽について、し尿とともに生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽（以下「合併槽」という。）への転換等をより一層進めるため、令和元年6 月に浄化槽法（昭和58 年法律第43 号。以下「法」という。）が改正され、①都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）による生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽（以下「特定既存単独槽」という。）の判定とその除却を求めるための助言・指導、勧告及び命令、②浄化槽台帳の作成、③都道府県や市町村による浄化槽の管理等に関し、関係者（都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者等）間で必要な協議を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置などの制度が新たに導入された（令和2 年4 月施行）。
- しかし、老朽化が進み、不適正と判定される単独槽が年々増加（破損又は変形、漏水状態：5,102 件（平成26 年度）から7,154 件（令和3 年度）と約4 割増）する中、都道府県等では、このような単独槽について、特定既存単独槽への判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況がみられる。
- このような状況を踏まえ、本調査は、特定既存単独槽への措置を確実に行之、水質保全や悪臭等の防止を図るため、国、都道府県等における特定既存単独槽に対する取組状況や浄化槽台帳の活用状況のほか、これらに対する課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施したものである。

※本フォローアップでは、勧告に対する改善措置状況に加え、調査の結果報告書において「当省では、今回の勧告を踏まえた環境省における改善措置状況のフォローアップに併せて、単独槽の合併槽への転換の状況についても把握していく」としていることから、当該状況についても確認を行った。

勧告事項等	環境省が講じた改善措置状況
1 11 条検査受検単独槽に対する取組状況 (勧告要旨) 環境省は、11 条検査（注 1）受検単独槽について、都道府県等における特定既存単独槽の的確な判定を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。 ① 生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽が特定既存単独槽に的確に判定されるよう、次のとおり、指針（注 2）で示されている判定の考え方を見直すこと。 i）浄化槽本体が漏水している状態にある単独槽について、漏水している状態にあることをもって特定既存単独槽に判定すること。これに当たり、都道府県等又は指定検査機関が「浄化槽内の水位の低下」などについて測定可能な定量的な基準を設けること。 ii）浄化槽本体が著しく破損又は変形している状態にある単独槽について、「周辺環境への影響」に関する項目を併用して特定既存単独槽に的確に判定すること。これに当たり、都道府県等又は指定検査機関が「著しい破損又は変形の状態」や「放流水の水質」などについて測定可能な定量的な基準を設けること。 ② 指定検査機関が作成する 11 条検査結果報告書（注 3）には、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記するなど、その結果が都道府県等における特定既存単独槽の判定に適切に活用されるための措置を講ずること。 (注) 1 法第 11 条第 1 項の規定に基づく定期検査。以下同じ。 2 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和 2 年 3 月 2 日付け環循適発第 2003027 号環境大臣決定）。以下同じ。 3 指定検査機関が 11 条検査の結果を都道府県等に報告するための文書。以下同じ。	→① 指針で示されている判定の考え方を見直すことについて 指針を令和 7 年 3 月 31 日に改定し、 i）漏水が認められる場合は、特定既存単独槽として判定を行うべきことを明確化した。漏水の量については、その多寡によらず、漏水があることをもって特定既存単独槽と判定することとした。 ii）破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである場合は、特定既存単独槽として判定を行うべきことを明確化した。また、破損又は変形が必ずしも認められない場合であっても、内部設備の固定状況等のほか、周辺環境に影響があると考えられる事項（「汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況」、「水の流れ方に係るその他の状況」、「水質に係る項目」、「悪臭の発生状況」、「害虫の発生状況」、「騒音の発生状況」、「条例による規制の状況」、「井戸の状況」）に一つでも該当する場合は、特定既存単独槽として判定を行うべきことを明確化した。さらに、浄化槽法施行状況点検検討会（注 1）や関係団体へのヒアリングにおいて定量化すべきと意見があった事項（注 2）を中心に定量化したほか、定量化が困難な場合には該当する状況を具体的に示した。 （注） 1 本調査を踏まえ、単独槽から合併槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として環境省が開催した検討会 2 浄化槽周辺で飲用水を含む生活用水として使用している井戸について、浄化槽と井戸との距離（30m以内）の定量化等 くわえて、判定基準の明確化・定量化の取組として、11 条検査の検査項目と特定既存単独槽の該当性の対応関係を、表形式及びフロー図で整理した。

勸告事項等	環境省が講じた改善措置状況								
(説明) 《制度の概要》 ○ 浄化槽管理者は、浄化槽の管理の一環として、法第8条の規定に基づく保守点検及び法第9条の規定に基づく清掃の実施並びに11条検査の受検が義務付けられている。 ○ 都道府県等は、この11条検査の結果等を踏まえ、法附則第11条の規定に基づき、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められる単独槽を特定既存単独槽と判定することとされている。 ○ 指針においては、特定既存単独槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独槽に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方が示されており、特定既存単独槽を判定する際は、「重要項目」又は「その他の項目」に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合も含む。）に該当、かつ、「周辺環境への影響」に該当するか否かにより判定することとされている。	② 11条検査の結果が都道府県等における特定既存単独槽の判定に適切に活用されるための措置を講ずることについて 指針において、漏水や著しい破損等に係る写真、記録等が添付された11条検査結果報告書を確認することにより特定既存単独槽の対象となり得るものを把握することと明記するとともに、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）を改正し、指定検査機関や都道府県等に対して、11条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化した（令和7年3月28日公布、4月1日施行）。 なお、上記①及び②の改正内容については、令和7年3月25日に開催した令和6年度第2回全国浄化槽行政担当者会議において、都道府県等、指定検査機関、関係団体等の担当者に周知した。								
表1 指針における特定既存単独槽の判定の主な考え方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>判定の参考となる事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要項目</td><td> ・ 浄化槽本体の著しい破損・劣化 ・ 漏水（浄化槽内の水位が所定位置より大幅に低下） </td></tr> <tr> <td>その他の項目</td><td> ・ 消毒設備の破損・脱落・欠落 ・ 流入管渠、放流管渠の勾配不良・閉塞等による滞留や逆流 </td></tr> <tr> <td>周辺環境への影響</td><td> ・ 著しい悪臭・害虫・騒音の発生 ・ 放流水の透視度が4度（4cm）未満 </td></tr> </tbody> </table>		項目	判定の参考となる事項	重要項目	・ 浄化槽本体の著しい破損・劣化 ・ 漏水（浄化槽内の水位が所定位置より大幅に低下）	その他の項目	・ 消毒設備の破損・脱落・欠落 ・ 流入管渠、放流管渠の勾配不良・閉塞等による滞留や逆流	周辺環境への影響	・ 著しい悪臭・害虫・騒音の発生 ・ 放流水の透視度が4度（4cm）未満
項目	判定の参考となる事項								
重要項目	・ 浄化槽本体の著しい破損・劣化 ・ 漏水（浄化槽内の水位が所定位置より大幅に低下）								
その他の項目	・ 消毒設備の破損・脱落・欠落 ・ 流入管渠、放流管渠の勾配不良・閉塞等による滞留や逆流								
周辺環境への影響	・ 著しい悪臭・害虫・騒音の発生 ・ 放流水の透視度が4度（4cm）未満								

勧告事項等		環境省が講じた改善措置状況
	・ 条例による生活排水の排出に対する規制の有無 ・ 浄化槽周辺の井戸の有無	
《調査結果》 ○ 調査対象とした 34 自治体（12 都道府県、22 市町村）における特定既存単独槽と判定し得る可能性が高いと考えられる単独槽 114 事例を調査したところ、特定既存単独槽に判定していない理由として、以下の状況がみられた。 i) 「周辺環境への影響」が生じていないことから判定していないもの ・ 浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にありながら、「周辺環境への影響」が生じていないとして、特定既存単独槽に判定していないものあり ・ 中には、浄化槽本体が漏水している状態が続いており、地下水等の周辺環境に悪影響を及ぼしているおそれがあるものもあり ・ 一方で、浄化槽本体の破損について、箇所によっては漏水が発生するものではないことから、周辺環境への影響の有無を併せて確認することが必要との意見あり ・ また、各判定項目に定量的な基準を設けてほしいとの意見あり ii) 特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が未作成であることから判定していないもの ・ 自治体において判定基準やマニュアル等を作成していないとして、特定既存単独槽に判定していないものあり ・ また、調査対象とした 34 自治体のうち 2 自治体では、指針で示されている判定の考え方を用いて、特定既存単独槽の指導に関するマニュアルや事務手順を作成していたが、いずれの自治体もマニュアル等		

勧告事項等	環境省が講じた改善措置状況
作成後の令和 2・3 年度に特定既存単独槽の判定・措置を行った実績なし - このため、自治体における特定既存単独槽の判定基準やマニュアル等が、指針と同じ判定の考え方をを用いて作成された場合、浄化槽本体が漏水している状態にあったとしても、特定既存単独槽に判定されないおそれあり iii) 特定既存単独槽を判定するノウハウがないとしているもの - 特定既存単独槽の判定には、自治体職員だけでは専門的知識がなく判断が難しいとしているものあり - 指定検査機関の 11 条検査の結果の活用方法について、11 条検査結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無等を明記することが望ましいとしている意見や、指定検査機関の 11 条検査結果報告書に特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記する欄を設けている事例あり	
2 11 条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況（勧告要旨） 環境省は、11 条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽について、都道府県等における特定既存単独槽の的確な判定を推進する観点から、都道府県等における報告徴収制度を活用した保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、 ① 都道府県等に対して、特定既存単独槽の判定に必要な浄化槽の状態に係る情報の内容、当該情報の収集時期、収集方法、活用事例等を示すこと、 ② 保守点検・清掃業者からの顧客に係る情報の提供に関する理解や協	→① 都道府県等に対して、特定既存単独槽の判定に必要な浄化槽の状態に係る情報を示すことについて 浄化槽管理者への適切な指導等や保守点検・清掃情報の円滑な収集に資するよう、令和 7 年 3 月 28 日に公表した「浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル」（令和 7 年 3 月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室）において、収集する具体的な情報、当該情報の入手先等について例示したほか、保守点検・清掃情報の円滑な収集に必要な標準的な報告様式（データ様式）、都道

勧告事項等	環境省が講じた改善措置状況
力を得るため、関係団体に対して協力要請を行うとともに、情報提供を行う保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、都道府県等における当該情報の利用目的や管理の在り方等を示すこと、 ③ 都道府県等に対し、都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業者等による法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すことなどの措置を講ずること。 (説明) 《制度の概要》 ○ 都道府県等では、11 条検査の受検率の向上に向けて、法第 12 条の 2 の規定に基づき、11 条検査を受検していない浄化槽管理者に対して、11 条検査受検のための助言・指導、勧告、命令の措置を実施している。 ○ 都道府県等は、法第 49 条第 1 項の規定に基づき、当該都道府県等の区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽の設置に関する事項、11 条検査の実施状況、保守点検や清掃の実施状況等を記載した浄化槽台帳を作成することとされている。 ○ 都道府県等は、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、法の施行に必要な限度において、保守点検・清掃業者に対し、その管理する浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させることができるとされており、当該報告徴収制度を活用することで、保守点検・清掃業者に対し、浄化槽に係る情報提供を求めることができる。 《調査結果》 ○ 調査対象とした 34 自治体においては、i) 過去の 11 条検査や立入検査を受検後、11 条検査の受検がなく、1 年以上、単独槽の状態の把握に苦慮	府県等が浄化槽管理者に対して適切に指導等を行う際の考え方、対象となる浄化槽の個別のケースごとの指導等の手順や手法等も掲載した。また、令和 7 年 3 月 28 日に公表した「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」（令和 7 年 3 月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室）において、保守点検・清掃情報の収集方法や、保守点検・清掃未実施の浄化槽、特定既存単独槽を抽出して指導等を行った事例などの活用方法を掲載した。 ② 保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、都道府県等における情報の利用目的や管理の在り方等を示すことについて 保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、法第 49 条第 2 項（注）、に基づき、都道府県等から情報提供を求められた場合、保守点検・清掃業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 1 項第 1 号に基づき情報を提供することが可能であることなどを明確化し、令和 7 年 6 月 30 日に都道府県等に通知を発出した。 （注）都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができることとされている。 また、保守点検・清掃業者から協力が得られるよう、「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」においても、i) 個人情報の保護に関する法律に基づき利用目的等を明記することで目的内利用とした事例、ii) 都道府県要領等により情報収集や共有が可能であると判断した事例などを掲載した。 ③ 法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すことについて 維持管理の向上に当たって法定協議会等の設置は重要であることか

勧告事項等	環境省が講じた改善措置状況
している状況、ii) 保守点検・清掃業者が把握した浄化槽台帳に掲載されていない単独槽について、特定既存単独槽に該当するおそれがあることが確認されたが、都道府県等に報告がなされていない状況など、11 条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽の中に、特定既存単独槽と判定され得るものが一定数みられた。 ○ 調査対象とした 34 自治体における保守点検・清掃業者からの浄化槽の状態に係る情報収集の仕組みを調査したところ、特定既存単独槽として判定され得る単独槽を把握する端緒となる情報（浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にあるかどうかといった浄化槽の状態に係る情報）を収集している自治体は、保守点検業者については 3 自治体（8.8%）、清掃業者については 1 自治体（2.9%）と極めて低調である状況がみられた。 ○ 保守点検・清掃業者にとって、浄化槽の状態に係る情報は、顧客に係る情報であり、事業者によっては、自社の顧客情報を社外に提供すること自体、情報流出のリスクから拒否感・抵抗感を抱くとの意見も聴かれた。	ら、法定協議会等を設置していない都道府県等に対し状況を確認した上で、i) 「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」に法定協議会等の活用を前提とした記載を行ったほか、ii) 自治体からの個別的な相談事項に対応、iii) 他の都道府県等の情報（法定協議会等の活用状況等）の提供、iv) 環境省の法定協議会等へのオブザーバー参加など伴走型の支援を行っている。令和 6 年度は新たに熊本県、鹿児島県で法定協議会が発足したほか、埼玉県、鳥取県、高知県の法定協議会に環境省がオブザーバー参加し、適時助言等を行った。令和 7 年度以降も引き続き各都道府県等への支援を行っていく。 なお、上記①から③までの内容については、令和 7 年 3 月 25 日に開催した令和 6 年度第 2 回全国浄化槽行政担当者会議において、都道府県等、指定検査機関、関係団体等の担当者に周知した。
3 浄化槽台帳の整備・活用 （勧告要旨） 環境省は、都道府県等において維持管理が不十分な浄化槽を的確に把握し、浄化槽管理者に対する指導を徹底する観点から、保守点検・清掃業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、その活用を図るため、都道府県等に対し、保守点検・清掃の実施率の向上にも寄与するような浄化槽台帳の活用方法、活用事例等を示すとともに、保守点検・清掃業者からの情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進める必要がある。 （説明） 《制度の概要》	→ 浄化槽台帳の整備促進や台帳情報に基づく維持管理の指導強化、デジタル化の促進に資するよう、都道府県等、指定検査機関、保守点検・清掃業者が連携、協力した保守点検・清掃の実施率向上に寄与するような浄化槽台帳の活用に取り組んでいる事例、維持管理情報や台帳情報のデジタル化に取り組んでいる事例を取りまとめた「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」を令和 7 年 3 月に公表した。 なお、当該事例集においては、i) 保守点検・清掃業者から、情報提供を得るための工夫点、ii) QR コードやシステムにより自治体と保守点検・清掃業者で管理している情報を効率的に突合した方法、iii) 浄化槽台帳な

勧告事項等	環境省が講じた改善措置状況
○ 環境省は、各都道府県において、保守点検及び清掃の実施状況が十分把握されていないことから、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して、浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃及び 11 条検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であるとしている。 ○ 環境省は、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和 5 年 5 月 25 日付け環循適発第 2305255 号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、都道府県等に対し、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげることを求めるなどしている。 《調査結果》 ○ 調査対象とした 34 自治体のうち、保守点検・清掃業者から保守点検及び清掃の実施状況に係る情報収集を実施している自治体は、保守点検が 15 自治体（44.1%）、清掃が 11 自治体（32.4%）と半数以下であり、これらの情報を紙媒体で収集している自治体は、保守点検は 15 自治体（100%）、清掃は 10 自治体（90.9%）となっており、管理媒体の電子化が進んでいない状況にある。 ○ 自治体からは、i）保守点検・清掃業者から、浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、浄化槽台帳に必要な情報が収集できない、ii）保守点検・清掃業者から収集した情報が紙媒体であることや、自治体と保守点検・清掃業者で管理している情報が異なることから、収集した情報を浄化槽台帳に記載する作業に苦慮している、iii）浄化槽管理者に対する指導等に当たって、浄化槽台帳の情報をどのように活用すればよいか分からず、活用されないおそれがあるといった課題を抱えている状況	どの情報を活用して保守点検・清掃未実施の浄化槽や特定既存単独槽を抽出し、指導等に活用した具体例などを掲載したほか、デジタル化に向けた作業フローや留意点、活用可能な交付金制度、事業者向けの補助金制度等について取りまとめている。 なお、上記事例集の内容については、令和 7 年 3 月 25 日に開催した令和 6 年度第 2 回全国浄化槽行政担当者会議において、都道府県等、指定検査機関、関係団体等の担当者に周知した。

勧告事項等	環境省が講じた改善措置状況																								
がみられた。																									
4 単独槽の合併槽への転換の状況 ○ 本調査の結果報告書において「当省では、今回の勧告を踏まえた環境省における改善措置状況のフォローアップに併せて、単独槽の合併槽への転換の状況についても把握していく」としていることから、当該状況についても確認を行った。	→ 令和元年6月に改正された法の施行（令和2年4月）以降における単独槽の合併槽への転換（切替え）の状況は以下のとおりである。 表2 単独槽から合併槽への切替数 (単位：基) <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>法第11条の3により廃止が確認された基数のうち単独槽から合併槽への切替数</td><td>8,510</td><td>9,218</td><td>9,123</td><td>9,039</td><td>8,875</td></tr><tr><td>法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断された基数のうち単独槽から合併槽への切替数</td><td>1,557</td><td>1,434</td><td>1,196</td><td>2,030</td><td>1,447</td></tr><tr><td>計</td><td>10,067</td><td>10,652</td><td>10,319</td><td>11,069</td><td>10,322</td></tr></table> (注)「浄化槽の指導普及に関する調査結果」に基づき、当省が作成した。また、法施行前後の状況を比較する観点から、令和元年度の状況も記載している。 また、従前、循環型社会形成推進交付金等により、単独槽やくみ取り槽から合併槽への転換を図っているが、令和7年度においては、特定既存単独槽から合併槽への転換に対する交付金基準額を増額（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る。）するなど、転換に向けた取組を強化している。	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	法第11条の3により廃止が確認された基数のうち単独槽から合併槽への切替数	8,510	9,218	9,123	9,039	8,875	法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断された基数のうち単独槽から合併槽への切替数	1,557	1,434	1,196	2,030	1,447	計	10,067	10,652	10,319	11,069	10,322
区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																				
法第11条の3により廃止が確認された基数のうち単独槽から合併槽への切替数	8,510	9,218	9,123	9,039	8,875																				
法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断された基数のうち単独槽から合併槽への切替数	1,557	1,434	1,196	2,030	1,447																				
計	10,067	10,652	10,319	11,069	10,322																				